

鹿児島における子どもの生活実態と家族

神 田 嘉 延

(1987年10月13日 受理)

Life Status of Children and Family
in Kagoshima

Yoshinobu KANDA

目 次

- I. 現代家族の変貌と子育て問題
 - (1) 子どものいる世帯類型の都道府県別比較
 - (2) 臨教審の「家庭の教育力」回復論
 - (3) 家庭生活の崩壊と子どもの人権
 - (4) 「家庭の教育力」と私的生活権の尊重問題
- II. 家族の社会階層的類型と子どもの生活・価値意識

— 鹿児島の子どもの生活調査結果 —

 - (1) 調査の対象と方法
 - (2) 子どもの日常生活習慣・リズムの問題状況
 - (3) 学校生活への対応問題
 - (4) 子どもの生活と消費欲求問題
 - (5) 子どもの遊びについて
 - (6) 子どもをめぐる人間関係

I. 現代家族の変貌と子育て問題

(1) 子どものいる世帯類型の都道府県別比較

— 昭和60年国勢調査結果分析 —

昭和60年の国勢調査より、18歳未満の子どものいる世帯の類型したものをみると全国では、夫婦と子どもからなる世帯が66.6%と約3分の2を占めている。男親と子どもからなる世帯0.8%、女親と子どもからなる世帯4.8%、この二つを合計する片親世帯の場合は、5.6%である。さらに、夫婦と

子どもと祖父母からなる世帯 10.3%、夫婦と子どもと祖父母のいずれかからなる世帯 11.6% となっており、子どもが祖父母と同居しているのが 21.9% を占めている。そして、夫婦と子どもと他の親族の世帯 1.6%、夫婦と子どもと祖父母と他の親族の世帯 4.3% と祖父母以外の他の親族と同居しているのが 5.9% となっている。

都市部と郡部に子どものいる世帯の類型を分けるとその違いは著しくはつきり出てくる。都市部は、夫婦と子どもからなる世帯が 78.5% と約 8 割弱を占めているのに対して、郡部のこの世帯類型は、50.0% と半数にすぎない。むしろ、郡部では、祖父母と同居しているケースが多く、夫婦と子ども・祖父母と夫婦と子ども・祖父母のどちらか同居を合計すると 35.3% になる。この世帯類型の都市部は 20.0% と都市と郡部では、15% ほどの開きがある。男親と子どもからなる世帯や母親と子どもからなる世帯は都市部では、6.7% と郡部 4.0% よりも片親世帯は都市の方が高く出ている。つまり、都市部においては、著しく片親世帯が増大しているのである。これらは、現代の家族の危機からの離婚問題が大きな原因である。さらに、都市部において考えなければならないことは、労働者家族における「単身赴任」という別居家族の形態が増大していることである。

東京、福岡、青森、島根、鹿児島の子どもの家庭の世帯類型を比較すると、東京は、全国の都市部の世帯類型ごとの比率が同じような状況を示している。東京は、核家族の状況が約 8 割弱であり、片親世帯 6.6%、祖父母と同居の三世代 12.2% である。鹿児島県は、郡部を多くかかえ、農村地域の比率が高いにもかかわらず、夫婦と子どもからなる世帯の比率が東京に近く、全国の都市部と同じ程度の割合である。そして、鹿児島県で特徴的なことは、片親世帯が 7.5% と全国よりも高くあらわれている。ここには、鹿児島県特有の伝統的な家族形態が「核家族化」しやすい条件があるためである。

九州で大都市をかかえる福岡県の場合は、夫婦と子どもからなる割合は、全国の都市部に比べると 68.6% と低く出ている。また、片親の世帯は、7.2% と全国よりも高い。福岡の場合は、夫婦と子どもからなる世帯の比率が全国的にも低いにもかかわらず、片親世帯の比率が高い。つまり、福岡県の場合は、三世代家族の比率が高いなかでも片親世帯が他の都道府県よりも高くなっているのである。

青森県において、夫婦と子どもからなる世帯は、54.2% であり、島根県においては、その世帯は、46.8% と過半数を割っている。青森県、島根県は、三世代同居の比率が高くあらわれているのである。この青森県と島根県について、片親世帯を比較すると島根県 3.9%、青森県 8.2% と青森県の方が著しく片親世帯の比率が高い。片親世帯の増大は、三世代同居の家族の比率の低下、核家族の増大とは、ストレートに関係をもっていないことがこれらの統計データから予想される。つまり、三世代同居の比率が高いことが、片親世帯を防ぎとめる役割を果たしていないということである。

表(1) 都道府県別子どもの居る世帯類ごとの比率 (百分比)

| 都道府県 | 全国計 | 全国市部 | 全国郡部 | 北海道 | 青森 | 東京 | 神奈川 | 大阪 | 島根 | 福岡 | 鹿児島 |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 夫婦と子供から成る世帯 | 66.6 | 78.5 | 50.0 | 72.9 | 54.2 | 78.4 | 78.4 | 78.5 | 46.8 | 68.6 | 76.2 |
| 男親と子供から成る世帯 | 0.8 | 1.0 | 0.6 | 1.0 | 0.8 | 1.0 | 0.9 | 1.1 | 0.6 | 0.9 | 1.0 |
| 女親と子供から成る世帯 | 4.8 | 5.7 | 3.4 | 6.7 | 7.4 | 5.6 | 4.2 | 5.2 | 3.9 | 6.3 | 6.5 |
| 夫婦と子供と両親から成る世帯 | 10.3 | 8.7 | 18.8 | 6.5 | 14.0 | 4.0 | 5.3 | 4.1 | 19.6 | 7.7 | 3.3 |
| 夫婦、子供と片親から成る世帯 | 11.6 | 11.3 | 16.5 | 9.3 | 13.2 | 8.2 | 8.2 | 8.3 | 17.4 | 10.9 | 9.3 |
| 夫婦、子供と他の親戚から成る世帯 | 1.6 | 1.7 | 2.2 | 1.7 | 2.5 | 1.3 | 1.2 | 1.3 | 2.4 | 2.0 | 2.1 |
| 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 | 4.3 | 3.4 | 8.5 | 2.0 | 7.8 | 1.6 | 1.9 | 1.5 | 9.2 | 3.6 | 1.4 |

1980年国勢調査より(18歳未満の親族のいる世帯数集計)

(2) 臨教審の家庭の教育力回復論

臨教審第2次答申では「家庭の教育力の回復」の施策が積極的に打ち出されている。ここでは、現代家庭の教育力低下の問題が基本的な出発点になっているのである。家庭の教育力の低下の要因に臨教審は、「家庭形態の変化、兄弟姉妹の数の減少、女性の社会進出に応じた育児と職業生活を両立させるための条件の未整備、父親の存在感の希薄化、知育偏重の風潮など」をあげている。さらに、親の問題として「教育を学校のみの問題としてとらえがちであったことについて、家庭が反省し、自らの役割や責任を自覚することが何よりも重要である」と臨教審は指摘する。

家庭の教育力の低下の責任は、「父親の存在感の希薄化」「親の自らの子育ての役割、自覚の希薄化」などの個々の家庭の親の意識の問題に求めているのが特徴である。したがって、家庭の教育力の回復の施策が「親が自らの役割や責任を自覚する」ことの親となるための学習機会の充実、家庭・学校・地域の三者が一体となつての子育ての環境づくりなどがあげられ、学校は、「家庭や地域の教育と密接な関連をもつさまざまな教育活動を通じて家庭や地域に問題を投げかけ、その教育力の回復と活性化に資するようにしていくことが重要である」と述べている。

ここでは、学校が積極的に家庭の教育力の回復に資することがあげられ、学校という公的な性格と家庭という私的な性格の区別なしに、学校の家庭教育の実践的問題提起、学校教育活動への地域住民参加の推進がはかられようとしている。

家庭・学校・地域の三者一体論でもっとも問題としなければならないことは、家庭という私的な生活の領域と学校という公的な性格の問題が区別されず、家庭の教育力の回復ということで、私生活の領域へ学校が入りこんでいくことである。そして、家庭という私生活の場を、教育力回復という名目で学校への事業に動員しようとするものである⁽¹⁾。

(3) 家庭生活の崩壊と子どもの人権

子どもは、一人の人格をもったものとしての権利を有し、どのような家庭に育つとも平等にその

発達保障をもっていることはいうまでもない。しかし、家庭環境によって、子どもの発達保障の条件も実際は大きく異なっていることも事実である。とくに、親によって、子どもの発達保障が奪われていることを重視しなければならない。親の子どもに対する虐待行為が養護施設入所児の中に数多くみられている。例えば、昭和60年2月に実施した「全国養護施設入所児の人権侵害状況調査」によれば施設入所前の家庭であった虐待は、養護施設入所児童28,676人のうち5,884人(20.5%)が何らかの人権侵害を受けたと報告されている。養護施設入所児の親からの虐待の比率はきわめて高くあらわれているが、一般の家庭においても親の子どもへの虐待はなかなか表面に出てこないがさまざまな形のものが見られる⁽²⁾。これらの事実は、例外的であり、国民全体からみるならばごく一部であるとみられるが、家庭という私生活の場で、子どもが親から虐待されている事実は見落とせない。

親の虐待から子どもの人権をどのようにして守るべきなのであろうか。家庭・学校・地域の三者一体の子育ての環境づくりの活動のなかで、子どもの人権は果たして守られていくのであろうか。

近代市民社会における子どもは親の愛情関係のなかで生活することが成長と幸福のための自然環境であることはいうまでもない。家庭が子どもにとっての成長と幸福に全く否定的現象をもつこと自体が近代市民社会の私的生活の基礎単位の破壊なのである。家庭の中で子どもの人権が保障されないことは、人間的な文化をもった生活そのものが崩壊していることを意味している。これは、貧困化によってである。資本主義的な生活である私的扶養そのものが子どもの成長と幸福に限界を示しているのである。つまり、社会的養護の必要性を求めている⁽³⁾。親の自覚と責任の問題では全く子どもは救われず、そのことを強調するだけでは、現実の家庭の生活破壊状況に対してかえって無責任にならざるをえない。昭和26年に制定された児童憲章でも述べているように、「すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」ということで家庭に恵まれない児童に、そのかわりの環境を与えることの義務が社会に課せられているのである。1959年の国連の児童権利宣言でも「社会および機関は、家庭のない児童および適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の養護を与える義務を有する」ということで、親の愛情のもとでの家庭の生活をもちえない児童に対する社会的養護を指摘している。

家庭の自然的な親子の関係をとおしての「子育て」の機能が果たしていないことは、児童福祉の対象とするところであり、家庭教育としての親の自覚と責任を「社会教育」で実施しても解決する問題でない。家庭の「子育て」機能が失われている対象の親は現実の社会教育からはずされている社会階層であることを見落としてはならない。福祉の充実の視点から新たな社会教育の方法を確立しなければならないのである。

(4) 「家庭の教育力」と私的生活権の尊重問題

家庭の教育力をさかんに強調する臨教審であるが、その教育内容は、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身につけさせるための躰であるとしている。そして、家庭を生涯にわたる「新たな時代

を主体的に生きぬく能力、意欲、個性を培う基盤」になるものであり、その学習の場としている。

初等教育段階における徳育の充実内容として、臨教審は「基本的な生活習慣のしつけ、自己抑制力や基本的な行動様式の形式・定着、公衆道徳など日常の社会規範を守る態度、郷土や国を愛する心、人間愛や自然愛の芽を育てる豊かな情操などの育成」をあげているが、これらの徳育重視の教育について家庭教育の基盤の上にならなければならないことを述べている。学校教育での徳育の充実と家庭教育の振興は、内容上一体として臨教審は考えている。

家庭教育が社会的な教育として実体をもっていたことは、一つに、農林漁業や手工業的な職人層の家業の世代的再生産のための労働の技能、その家業の生活慣習の修得であり、二つには、封建的な家族制度を維持することが必要であった武士階級、絶対主義天皇制の国家維持や地主、豪商などの家訓、家風などの教育であった。

後者の場合は、家父長制的な家制度が基本として、忠孝の家族道徳であった。家制度のもとでの家庭教育の社会的基盤は、戦後の民主的な憲法のもとでの個人を尊厳とする近代的な市民意識の発展やいわゆる「高度経済成長」以降の農林漁業・伝統産業の小自営業の衰退、生産工程の機械化・オートメーション化などの産業構造の変化によってなくなったのである。今日において、家制度の家訓・家風を尊重する社会的基盤は、イデオロギーとしての残存である。イデオロギーとしての忠孝の家族道徳の社会的普及は、教育の力によってありうるが、社会的な生活基盤としては全く意味がもたないものである。

現代において、家庭が社会的な問題となることは、社会的貧困化による家族崩壊が進行し、家庭の子育ての機能が失われていることである。したがって家庭そのものが果たしてきた生活機能を明らかにして、そのそう失現象の実態の中から子どもの発達保障・幸福の問題へと「子育て」を問うていくことである⁽⁴⁾。家庭教育ということで、親そのものを公的な機関が目的意識的に上から教育することでは決してない。あくまでも親の自発的な意識に基づいての市民としての学習権要求の中で「子育て」の学習機会が保障されているのでなければならない。子どもの「しつけ」のタイプは、きわめて文化的な側面が含まれており、私的な生活領域であり、公的に画一的に教育されていくものではない。個性を尊重するという近代市民社会の基本原理は、私的生活の尊重であり、プライバシーを基本的人権として認めていることである。生活習慣のしつけは、この論理の中での問題である。家庭・地域・学校の三者一体の論理でなく、中間項として、私的生活権、プライバシーの尊重という近代市民社会の基本的人権の尊重の論理が必要である。

ところで、家庭の教育力を問題にするまえに、家庭の子育ての機能のそう失の実態を把握し、その対策を社会・公的機関が行っていくことが求められている。機能そう失の中で、私的生活領域に代替するようなきめ細かな対策が必要である⁽⁵⁾。むしろ、この問題については、新たに家事サービス代替的産業の普及によって充足されている。家庭のそう失機能が新たな産業となり、資本の利潤対象の中で営まれている。家庭のそう失機能という新たな貧困化現象が資本の営利事業になっているのであり、それは、十分に人権を尊重した形で進んでいくとは限らない。家庭のそう失機能が資本

によって代替されていくことは、生活の社会化の一側面であるが、しかし、それは、家庭が本来もっていたものをすべて吸収しての生活の社会化では決してない⁽⁶⁾。家庭だけの機能では対処しきれない生活の諸側面を生活の社会化として、共同した生活共同手段の方法が求められている。ここには、個々人の尊厳や私生活を尊重しての社会化、共同化である。生活の社会化とは、個々人の市民的権利の上位にたつものではない。

II. 家庭の社会階層的類型と子どもの生活・価値意識

—— 鹿児島の子どもの生活調査結果 ——

(1) 調査の対象と方法

調査は、農村部として末吉町、都市として、鹿児島市鴨池中校区を対象にした。両地区とも小学5年、小学6年の児童と中学1年、中学2年、中学3年の生徒を対象にした。調査対象児は、都市部577名、農村部519名、合計1,096名である。学年別の調査対象児は、小学5年193名、小学6年190名、中学1年233名、中学2年235名、中学3年245名である。調査の方法は、学級担任をとおしてアンケートに記入してもらった。調査時期は、1986年10月である。本調査は、もともと神田の指導のもとに、神宮司善文(鹿児島市鴨池小)、原田恵二(鹿児島市吉野小)、林孝行(延岡市川島小)の卒論のために企画したものであり、調査の実施、データの入力は、神宮司、原田、林によって行われたものである。

神宮司の卒論は、子どもの生活問題から子どもの対人関係の価値意識を探ろうとしたものであり、その中から今日の子どものいじめ問題を考察しようとした。

原田の卒論は、子どもの消費問題をマスコミによってつくられる子どもの消費価値意識形成との関連で考察しようとした。

林の卒論は、子どもの遊びと子どもの仲間集団形成、友人関係の形成との関連で考察しようとした。それぞれ統計的なアンケートの調査方法と個別具体的に地域に入っただけの面接調査を実施している。

調査の結果分析は、現場の学校に返すということで学校の調査協力を得たものであり、この約束を遂行するためにも、神宮司、原田、林の三人と神田の連名で小冊子としてまとめる予定であったが、それぞれ三人とも小学校の教師になり、多忙の中でまとめるのが困難ということで、神田のみの責任において、アンケートの統計調査分のみをまとめることにしたのである。

本論では、社会階層的な視点から、とくに、家族の変貌に争点をあてながら子どもの生活、子どもの価値意識、子どもの消費問題、子どもの友人関係、遊びなどを整理して分析した。

ところで、本調査対象の子どもの父親の職業形態別の実数は、農林漁業93名、公務員・会社員591名、商工自営業189名、その他223名であり、その他の中で、父親がいない100名、父親が仕事していない22名、学校の教師18名、医師16名等が含まれている。

